

大地震発生時等の大規模・高層ビル等
における防災体制の整備をはかる

消防法の改正

平成21年6月1日から施行

大規模地震等に対応した防災体制を整備・強化するために、消防法の一部が改正されました。大規模高層ビル等の管理権原者には、右のような項目が義務づけられます。

防災管理者の選任・届出

防災管理に係る

消防計画の作成・届出

自衛消防組織の設置・届出

防災管理点検報告

概要は裏面をご覧ください

改正の対象となる防火対象物

対象用途	規模	
共同住宅（5）項口 格納庫等（13）項口 倉庫（14）項 } 以外の全ての用途	①階数が11以上の防火対象物 延べ面積10,000m ² 以上	②階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積20,000m ² 以上
	③階数が4以下の防火対象物 延べ面積50,000m ² 以上	④地下街 延べ面積1,000m ² 以上
	※複合用途の場合は、共同住宅、格納庫等、倉庫部分を除いた規模	

総務省消防庁

法改正により新たに義務化された項目

従前から、大規模なビルや商業施設では防火管理者を定め、火災の予防を義務づけてきました。しかし、大規模地震等では同時多発的に被害が発生するなど、火災と被害の発生状況が異なります。こういった事実を踏まえ、今回の消防法改正では、地震災害等に対応した防災体制を整備するための制度が導入されました。

〈 制度の概要 〉

義務化 1

防災管理者の選任届出

防災管理者を選任し、大規模地震等に対応した消防計画の作成とその消防計画に併せて防災管理上必要な業務を実施させなければなりません。

※講習修了者等、一定の資格を有する者で、防火管理者と同一の者が防災管理者となります。



防災管理者

義務化 2

防災管理に係る消防計画の作成届出

地震災害特有の対応事項があり、防火のための消防計画だけでは十分な対応が困難です。

大地震発生時の被害を想定し、家具・什器類の落下転倒防止などの被害軽減措置をとるとともに応急措置、救援救護、避難誘導等を円滑に行う消防計画を作成し、消防機関に届出を行わなければなりません。

消防計画



管理権原者(正当な管理権を有する者、事業所の責任者等が該当します。)には、右記の4つの項目が義務づけられます。

義務化 3

自衛消防組織の設置届出

火災や地震災害の被害を最小限にとどめるには、迅速かつ的確な対応が重要です。

自衛消防組織は、「自分達の働く建物は自分達で守る」という考え方を基本に、初期消火や消防機関への通報、建物の利用者の避難誘導、救出救護等を行う人的な組織です。なお、複数権原に分かれている場合は、共同して自衛消防組織を設置します。

※自衛消防組織の統括管理者及び各班の班長は、自衛消防業務講習の修了者等一定の資格を有する者となります。



救出



エレベーター閉じこめ救出

地震発生時の対応



状況確認・報告



避難誘導



救護



初期消火

義務化 4

防災管理点検報告

防災管理点検資格者により主に上記1,2,3などについて点検を実施し、消防機関に報告を行わなくてはなりません。また、防火対象物点検の義務対象物でもある場合は、両方の点検基準を満たさねば、表示できません。



防災管理点検資格者



消防機関に報告



表示

※防災管理点検のみ義務となる対象物で、点検基準を満たしている場合に表示できます。



※防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる対象物で、両方の点検基準を満たしている場合にのみ表示できます。



※過去3年以内の点検結果が優良と認められた場合、消防機関の認定を受けて優良認定証を表示できます。

総務省消防庁

<http://www.fdma.go.jp/>

※詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。